

泉大津市住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、泉大津市住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画策定支援業務について受託者を特定することを目的とし、価格だけでなく実施体制、企画提案内容等の業務遂行能力について総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式で実施する必要な事項を定めるものです。

2. プロポーザルの概要

- (1) 名称 泉大津市住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画策定支援業務委託公募型プロポーザル
- (2) 事務局 〒595-8686 泉大津市東雲町9-12
泉大津市都市政策部建築住宅課
電話番号 0725-33-1131
ファクシミリ番号 0725-22-6040
Eメールアドレス kenchikujuutaku@city.izumiotsu.osaka.jp

(3) スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ①実施要項の公表 | 平成30年4月16日(月) |
| ②質問書の提出期間 | 平成30年4月16日(月)～ 4月23日(月)正午 |
| ③質問書の回答 | 平成30年4月25日(水) |
| ④参加表明書の提出期間 | 平成30年4月16日(月)～ 5月1日(火) |
| ⑤参加資格結果の通知 | 平成30年5月2日(水) |
| ⑥企画提案書提出期間 | 平成30年5月7日(月)～5月28日(月) |
| ⑦辞退届提出期限 | 平成30年5月28日(月) |
| ⑧企画提案者プレゼンテーション | 平成30年6月1日(金) (予定) |
| ⑨審査結果の公表 | 平成30年6月5日(火) |

3. 業務の概要

- (1) 業務の名称 泉大津市住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画策定支援業務
- (2) 業務の内容 別紙1「泉大津市住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画策定支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託限度金額 金. 5,609,520円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 業務履行期間 契約締結日から平成31年2月28日まで

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者(以下、「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 平成29・30年度泉大津市入札参加資格者名簿に登録がある者であること。
- (2) 本要領の本市ホームページ公表の日から本委託業務の契約締結の日までの間に泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていな

- い者であること。
- (3) 本要領の本市ホームページ公表の日から本委託業務の契約締結の日までの間に泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (4) 参加希望者かつ主に本業務を担当する配置担当者が過去5年間(平成25年4月1日から平成30年3月31日まで)に、住宅マスタープラン又は公営住宅等長寿命化計画策定支援業務に関する委託業務の実績があること。
- (5) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (9) 大阪府内に本店又は受任地を有するもの。

5. 参加手続き等

(1) 質問の受付および回答

本実施要項に関する内容について次により質問を受け付けます。

- ①受付期間 平成30年4月23日(月) 正午まで
- ②提出方法 質問書(様式第1号)に記載し、電子メールに添付の上、事務局あて送信ください。なお、電子メールの件名は、【プロポーザル質疑：会社名】と記載の上、送信してください。
- ③質問に対する回答は本市ホームページに掲載します。
 - ア. 質問書を提出した者に対して直接の個別回答はしません。なお、回答にあたっては質問書を提出した者の名称は記載しません。
 - イ. 事業実施上必要と認められるものについてのみ回答し、意見の表明と解されるものについては回答しません。
 - ウ. 平成30年4月25日(水)にホームページの最終の更新をしますので、確認ください。

(2) 参加表明書等の受付

参加希望者は、下記の必要書類を提出ください。なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けません。

- ①提出期間 平成30年4月16日(月)から平成30年5月1日(火)まで
泉大津市の休日に関する条例(平成元年泉大津市条例第28号)第2条に規定する市の休日(以下、「休日」という。)を除く午前8時45分から午後5時15分まで。
- ②提出場所及び提出方法 事務局に持参すること。
- ③提出書類
 - ア. 参加表明書(様式第2号)
 - イ. 業務実績書(様式第3号)
「4. 参加資格要件(4)」の実績がわかる請負契約書(写)等を添付ください。
 - ウ. 配置担当者業務実績書(様式第4号)
主に本業務を担当する配置担当者の実績を記載ください。
- ④提出部数 各1部提出ください。
提出は、A4紙製フラットファイルに綴じて提出してください。提出期限までに必要な書類が整わない場合には、受け付けません。

(3) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

参加資格要件の確認を行い、平成30年5月2日(水)に次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書(様式第5号)を参加表明書に記載された連絡担当者Eメールアドレス宛に電子メールにより通知します。併せて参加資格要件を有する者(以下「企画提案者」と言う。)に、企画提案書の提出を要請します。

(4) 提案書等の受付

- ①提出期間 平成30年5月7日(月)から5月28日(月)まで
休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで。なお、提出期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなします。
- ②提出場所及び提出方法 事務局に持参。
- ③提出書類

ア. 提案書(様式第6号)

仕様書を踏まえて提案書を作成してください。提案書は、A3版縦置・横書き・片面印刷・1枚・カラー印刷可とします。

イ. 業務計画工程表

様式は任意、A4版とします。

ウ. 見積書

様式は任意、A4版とします。なお、見積金額は、仕様書及び提案書の内容をすべて実施するために必要な経費とし、消費税及び地方消費税を含んだ税込価格とする。また、見積書には積算根拠を示した内訳書を添付してください。

④提出部数 「ア. 企画提案書(様式第6号)」は10部

「ウ. 見積書」は封筒に厳封・割印し、封筒の表面に「泉大津市住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画策定支援業務委託 見積書」と記載し、提出者名を明記の上、1部全てを併せてA4縦クリアファイルに入れ提出してください。

⑤提出書類に関する留意事項等

応募は1者につき1提案とします。

ア. 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。

イ. 提出書類は返却しません。

ウ. 提出後の記載内容の追加、修正又は変更、再提出はできません。

6. 提案書等の取扱い

(1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとします。

(2) 市は、プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された参加表明書等及び企画提案書(以下、「企画提案書等」という。)の全部又は一部の複製等を行うことができるものとします。

7. 企画提案の審査

(1) 審査委員会の設置

選定にかかる審査は、泉大津市住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)の審査において、次により決定します。なお、提案者が1者のみの場合においても審査を行い、委員会の議決により、業務委託契約候補者を決定します。

(2) 審査方法

業務委託契約候補者の特定は、提案書の内容及びプレゼンテーションについて、本実施要領に定める評価基準に基づき評価採点を行い、各委員の点数の合計点数が最も高いものを選定し、受託候補者1者、次点候補者(以下、「次点者」という。)1者を特定します。

合計点が最も高い提案者が複数あった場合は、本実施要領の評価基準のうち「配置担当者の実績」の点数を比較し決定する。それでも差がつかない場合は、本実施要領の評価基準のうち「提案内容」、次いで「費用」を比較し決定する。それでもなお差がつかない場合は、くじ引きにより

決定する。

なお、審査は、非公開とする。また、評価、採点に関する異議は受けません。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

ア. 1 提案者ずつの呼び込み方式とし、1 提案者の持ち時間は説明 15 分質疑 15 分の計 30 分とします。

イ. 提案追加資料の配付は禁止しますが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とします。パソコンやプロジェクター等機器を利用した説明は認めません。

ウ. プレゼンテーション等の説明者は様式第 3 号・第 6 号に記載された主に業務を担当する配置担当者が行い補助者を含めて 3 名までとします。なお、プレゼンテーションは非公開とします。

エ. 欠席をした場合、提案書の審査は行いません。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング実施日時及び場所

実施日時 平成 30 年 6 月 1 日(金) (予定)

実施場所 泉大津市役所 3 階 予備室 (予定)

上記の日時、場所での実施を予定しておりますが、「5. 参加手続き等(3)」に示した提案書提出要請時に併せて、改めて通知します。

(5) 評価基準 別紙 2

8. 審査結果の通知及び公表

委員会により業務委託契約候補者を特定したときは、提案者全者に対し、審査結果を通知し、本市のホームページに業務委託契約候補者を公表します。なお審査結果について、電話等による問合せには一切お答えできません。

9. 契約

(1) 市は、委員会において最も評価点が高い者を業務委託契約候補者として、契約締結交渉を行うものとします。その場合に、契約金額は見積金額とします。

(2) 業務委託契約候補者が「11. 失格事項」に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉を行うことができるものとします。

(3) 契約保証金

契約保証金については、契約金額の100分の10に該当する額以上とし、次のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。

①現金の納付

②この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険（定額填補特約付）
契約の締結

10. 留意事項

参加表明書及び提案書に記載した配置担当者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡等の特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了承を得なければなりません。

11. 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提案書等を提出したとき。
- (2) 提案書等に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提案書等の提出方法、提出期限を守らないとき。
- (4) 見積金額が委託限度金額を超えたとき。
- (5) 提案者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- (6) 委員会による審査において、評価点数が満点の6割に満たないとき。
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- (7) その他委員会が不適格と認めたとき。

12. その他

- (1) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例(平成10年条例第10号)に基づき、提出書類等を公開する場合があります。
- (2) 参加表明及び提案に係る書類作成、提出、プレゼンテーションの実施等に要する費用は、参加希望者及び提案者の負担とします。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名競争入札参加資格の指名停止を行うことがあります。
- (4) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を平成30年5月28日(月)までに、事務局へ提出してください。また、辞退によるその後の不利益な取り扱いはありません。
- (5) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については本市の指示に従ってください。
- (6) 止むを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合があります。その場合においては、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できません。

附 則

この要領は、平成30年4月13日から施行し、業者特定後、委託契約を締結した翌日をもってその効力を失う。